平成２１年（フ）第７８１号
岐阜市北鶉３丁目54番地１
債務者　堀江　典子
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７９号
名古屋市中川区万場２丁目805番地　浅井コーポＶ303号
債務者　榮　　克浩
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７９号
徳島県鳴門市大津町大代686番地１
債務者　今宮　泰興
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７号
徳島県海部郡美波町木岐340番地
債務者　木村　　航
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第６３号
徳島県阿南市学原町上カヤ野16番地８　ワンルーム11―104号
債務者　河野千佐代
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第５４号
長崎県五島市大荒町328番地２
債務者　久保田慎二
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第６７号
大分県国東市安岐町下原508番地36楓江住宅２―５
債務者　村上　進治
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
大分県速見郡日出町大字豊岡555番地１荒金ビル204
債務者　岡田　　道
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第７１号
大分県国東市国東町北江2487番地１
債務者　阿部ハツコ
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
宮崎市日ノ出町62番地１　港ハウス３号
債務者　池田　佳樹
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２３号
宮崎市大字恒久4954番地３　Ｍ―ｃｉｔｙ恒久103号
債務者　長友　幸司
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７４７号
神奈川県南足柄市竹松1500番地、前住所神奈川県足柄上郡松田町松田惣領９番地10
債務者　高橋　　茂
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８２３号
神奈川県秦野市南矢名３丁目16番６号　青木荘202号
債務者　野口　史和
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８３６号
神奈川県小田原市栄町１丁目16番24号
債務者　池田　宏行
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３０３号
富山市豊田本町４丁目30番10号
債務者　蔵本　　修
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２９号
三重県松阪市垣鼻町1223番地１
債務者　豊田　晋也
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２３６号
新潟県柏崎市大字田屋119番地、前住所新潟県柏崎市米山台２丁目14番８号
債務者　永倉　　勲
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
新潟県長岡市上除町甲3581番地
債務者　金井真知子
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係